

安堵町立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月
安堵町教育委員会

目次

1, 計画の趣旨・現状	3
2, 目標	5
3, 計画の期間	5
4, 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	6
5, 関連する取組、今後のフォローアップについて	9

1, 計画の趣旨・現状

(1) 計画の趣旨と背景

学校教育を取り巻く環境の複雑化・多様化に伴い、教職員の業務は増加の一途をたどっており、長時間勤務による心身の健康への影響が全国的な課題となっている。文部科学省においては「学校における働き方改革推進方針」に基づき、教育職員の業務量の適切な管理及び健康確保措置の一切を推進するための各種ガイドラインを提示している。

本計画は、地方公務員法及び学校教育法に基づき、また文部科学省の「業務量管理・健康確保措置実施計画(案)別添5」の構成に準拠し、安堵町立学校の教育職員が心身ともに健康を維持しながら、その専門性を発揮して質の高い教育を持続的に提供できる環境を整備することを目的として策定するものである。

(2) 安堵町の教育環境・学校規模の現状

安堵町は、町内に「1こども園(安堵こども園)」「1小学校(安堵小学校)」「1中学校(安堵中学校)」を擁する、非常に小さい規模の自治体である。小規模自治体ならではの強みとして、園・小・中の距離が近く、教職員間や地域住民、保護者との顔の見える関係性が構築されており、緊密な連携による一貫した指導体制が整っている点が挙げられる。

一方で、学校規模が極めて小さいため、各学校における教職員の絶対数が少なく、以下のような小規模校特有の課題を抱えている。校務分掌の重複:教職員一人ひとりが負担する校務分掌の数が多く、一人で複数の重大な担当業務(教務、進路、安全、保健、環境等)を兼任せざるを得ない状況が生じている。

行事等における負担集中:学校行事や地域連携事業の際、全教職員が総出で準備・運営に当たらねばならず、特定の時期に業務が著しく集中する傾向がある。

代替要員の確保の難しさ:教職員が病気休暇や研修等で不在となる場合、校内で相互に補完し合う余力が乏しく、他の教職員の負担増へ直結しやすい構造となっている。

(3) 教職員の勤務時間・業務量の現状と課題

令和7年度における安堵町の教育職員の時間外在校等時間（いわゆる超過勤務時間）の実態調査によると、小中学校において以下のような結果が明らかとなった。

令和7年度の安堵町の教職員の時間外在校時間			
	年平均	月40時間を時間 上回る割合	月80時間を時間 上回る割合
小学校	19/1月	6%	0.3%
中学校	29/1月	21%	2%

小学校の年平均「月19時間」は、国の基準（月45時間・年360時間以内）をクリアしており、全体としては健康的な働き方が達成されている。しかし、「月40時間超」6%、「月80時間超」0.3%というデータは、行事の繁忙期や、特定の役職（教務主任や管理職など）、あるいは突発的なトラブル対応を担う一部の教職員だけに負担が偏っていることを示している。全体向けの一律な削減対策は成功しているため、今後は「特定の個人や時期の過重労働をいかに周囲でフォローし、平準化するか」という個別対策のフェーズに移っているとと言える。

中学校については、年平均で見れば文部科学省の基準の範囲内に収まっているものの、特定の時期や特定の教職員において、月「40時間超」の割合が2割を超えており、さらに過労死ラインとされる「月80時間超」の深刻な長時間勤務も2%存在することが確認された。

安堵町では、令和7年度より部活動の指導時間を17時までとしたことにより、令和6年度と比べて時間外在校時間はほぼ半減している。中学校では部活動指導、引率、特定の校務分掌の偏り、学期末の評価・評定業務などが原因であると推測されるが、小規模校の特性を考慮すると、中学校と同様に特定の教職員への分掌集中や、行事前後における時間外在校の増加が懸念されるため、早急に実態を把握し、小学校・中学校が一体となった対策を講じる必要がある。

2, 目標

(1) 時間外在校等時間の抑制目標

文部科学省の方針及び給特法施行令を基本とし、本町におけるすべての教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間(時間外在校等時間)について、以下の通り上限目標を設定する。

【基本目標】

原則として、すべての教育職員の時間外在校等時間を「月45時間以内」かつ「年360時間以内」とする。

【重点目標(令和8年度～令和10年度)】

- 月80時間を超える教職員を「ゼロ(0%)」にする(最優先課題)。
- 安堵中学校における月45時間を超える教職員の割合(現行21%)を、計画期間内に「10%以下」に半減する。
- 安堵小学校における月45時間を超える教職員の割合(現行6%)、計画期間内に「0%」にする。

(2) 健康管理及びメンタルヘルス対策の目標

- ストレスチェックの受検率100%の維持、及び高ストレス者への医師による面接指導の確実な実施。
- 時間外在校等時間が月45時間を超えた教職員、または本人から申し出のあった教職員に対する、産業医・医師による健康相談・面接指導の実施率100%。
- 連続休暇(夏期・冬期の学校閉庁日等)の確実な取得による、心身のリフレッシュの促進。

3, 計画の期間

本計画の期間は、令和8年(2026年)4月1日から令和11年(2029年)3月31日までの3年間とする。

この3年間で「安堵町学校働き方改革集中取組期間」と位置づけ、教育委員会、各学校、そして保護者・地域が一体となって業務量管理と健康確保の措置を強力に推進する。なお、社会情勢の変化や国の制度改正、日々の進捗状況に応じて、必要があれば期間内であっても機動的に計画の見直しを行う。

4, 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

(1) 適正な時間管理と意識改革の推進

① ICカードや出退勤システムによる客観的な在校等時間の把握

出退勤管理システムを徹底して運用し、教職員の在校等時間を客観的かつ正確に把握する。自己申告による曖昧な時間管理を排除し、毎月の勤務実績を教育委員会と校長がリアルタイムで共有できる体制を維持する。

② 管理職による勤務状況の週次・月次チェックと指導

校長及び教頭は、毎週金曜日および月末に各教職員の勤務時間データを点検し、月45時間のリミットに達する恐れのある教職員に対しては、業務の調整、行事の準備の見直し、定時退勤の指示などを個別に行う。

③ 「ノー残業デー(定時退勤日)」の厳格な運用

毎週水曜日を「定時退勤日」として設定し、原則として日の入り後の在校を禁止する。部活動の休養日とも連動させ、学校全体で早期退勤を促すアナウンスや声かけを実施する。

(2) 学校組織の見直しと業務の効率化・精選

① 小規模校における校務分掌の再編・統合

教職員数が少ない安堵小学校・安堵中学校において、従来の慣習にとらわれた多数の校務分掌を整理する。類似する委員会や分掌を「総務・企画」「教務・学習指導」「生徒指導・健康安全」の3～4つのブロックに統合し、会議の回数や作成資料の削減を図る。

② ICT ツールの徹底活用による事務作業の削減

校内グループウェア、統合型校務支援システムの活用を高度化し、指導要録、通知表、出席簿などのデジタル作成・連携を徹底する。

保護者連絡のデジタル化（連絡用アプリの導入・運用）を推進し、プリントの印刷・配布・回収・集計に要す時間を大幅に削減する。欠席連絡もアプリ経由に一本化し、朝の電話対応負担を軽減する。

③ 学校行事の精選とスリム化

運動会・体育大会、文化祭、学習発表会などの学校行事について、児童生徒の主体的な活動を重視しつつも、教職員の前日準備や過度な装飾、過密な練習日程を見直す。

地域合同での開催や、園小中での連携による運営スタッフの相互融通（例：中学校の教員が小学校の運動会を支援、またはその逆）を検討し、単一校での負担を軽減する。

(3) 部活動の改革・地域移行の推進

① 部活動ガイドラインの厳格な遵守

安堵中学校における部活動について、国のガイドラインに基づき「週2日以上（平日1日、土日1日以上）の休養日」および「平日は2時間程度、休日の活動は3時間程度」の活動時間を厳格に守る。校長は定期的に部活動日誌を点検し、超過活動がないか指導する。

② 部活動の地域移行への段階的着手

町内に1校しかない中学校の生徒に対し、多様なスポーツ・文化活動の機会を確保しつつ、教員の負担を軽減するため、町の社会体育施設や地域の指導者と連携した「地域

クラブ活動」への移行を進める。令和8年度中に検討委員会を本格化させ、休日の部活動から順次、平日の地域指導委託や地域クラブへの統合を開始する。

③ 部活動指導員の配置拡大

予算の許す限り部活動指導員を確保・配置し、教員が立ち会わなくても単独で指導及び大会引率ができる体制を拡充させる。

(4) 指導体制の充実と外部人材の活用

① スクールサポートスタッフの有効配置

安堵小学校・安堵中学校の各校にスクールサポートスタッフを配置し、プリントの印刷、採点補助、授業準備の補助、消毒・清掃作業、各種データの入力などの事務作業を委託する。教員でなければできない業務（授業、児童生徒指導）へ注力できる環境を作る。

② 外部専門人材（SC・SSW 等）の活用強化

スクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）の勤務体制を効果的に配置し、複雑な家庭環境や不登校、発達上の課題を持つ児童生徒・保護者への対応を分担する。教員だけで課題を抱え込まず、チーム学校として対応する体制を強化する。

(5) 教職員の健康確保・相談体制の充実

① 産業医等による面接指導の基準と運用の明確化

1か月間の時間外在校等時間が80時間を超えた教職員に対しては、翌月速やかに産業医等による面接指導を義務付ける。また、45時間を超えた教職員に対しても、疲労蓄積度の自己チェックシートを提出させ、必要に応じて管理職面談や保健師等による面談を設定する。

② メンタルヘルス相談窓口の周知

教育委員会が提携する外部の相談機関や、奈良県教育委員会が設置する教職員相談窓口の情報を、定期的にカードや便りで全教職員に直接配布し、いつでも匿名でプライバシーが守られた状態で相談できる環境を担保する。

③ 学校閉校日の拡大と年次有給休暇の取得促進

夏季休業期間中および年末年始における「学校閉校日」を連続して設定し、こども園・小学校・中学校が足並みを揃えて休業する。また、教職員が気兼ねなく有給休暇を取得できるよう、学期中の「リフレッシュ休暇」や、時間単位有給休暇の積極的な取得を推奨する。

5, 関連する取組、今後のフォローアップについて

(1) 園小中の連携による業務の平準化

安堵町は1こども園、1小学校、1中学校という極めてコンパクトな体制であるため、この特性を最大の武器として活用する。具体的には、園小中の教職員が集まる合同研修会や教科等連絡会の開催回数を統合・スリム化し、連絡調整に要する往復の時間を削減する。

また、小学校から中学校への申し送り事項のデータ連携をスムーズにし、4月の新学期における生徒理解のための資料作成負担を大幅に削減する。町内全体で子どもたちを育てる思想のもと、行事の日程が重ならないよう調整し、教職員の応援体制を敷くことで、単一校での突発的な超過勤務を防ぐ。

(2) 進捗状況の把握と効果検証 (PDCA サイクルの確立)

本計画を絵に描いた餅に終わらせないため、教育委員会と各学校長で構成する「安堵町学校働き方改革・業務量管理推進会議」を毎学期に1回(年3回)開催する。

Plan(計画):本計画に掲げた各種措置(ICT化、分掌再編、外部人材配置、部活動移行等)の実行。

Do(実行):各学校での具体的な取組、および毎月の勤務時間の客観的データ記録。

Check(評価)：推進会議において、中学校の45時間超(21%)・80時間超(2%)の減少度合いの確認、および現在調査中である小学校のデータ確定と分析。

Action(改善)：目標に達していない項目や、新たな課題(特定個人への負担偏り等)が見つかった場合、速やかに人的リソースの再配置や業務のさらなる削減を実行。

(3) 計画の見直し及び情報の公表

本計画の実施状況(教職員の時間外在校等時間の平均値、上限を超えた割合など)について、個人情報特定されない形で、年に1回、安堵町教育委員会の公式ウェブサイト等を通じて町民および保護者へ公表する。学校の現状を広く地域に理解してもらうことで、地域ぐるみの働き方改革への協力を取り付ける。

国の動向(給特法の見直しや新たな財務的・人的措置)や、奈良県・近隣自治体の先進的な取組を随時参考にしつつ、より実効性の高い計画へとブラッシュアップを重ねる。